

全国大学国語教育学会優秀論文賞規定

(平成22年10月30日制定)

1. 名称：全国大学国語教育学会優秀論文賞
2. 趣旨：国語教育に関する優れた研究の顕彰
3. 対象：当該年度の『国語科教育』に掲載された研究論文、実践論文
4. 選考組織：全国大学国語教育学会優秀論文賞選考委員会（以下、選考委員会という）
 - (1) （委員会の構成）委員は、その年度の上半期（9月刊）と下半期（3月刊）の担当編集委員、即ち上半期の9人と改選された3人の12人とする。
 - (2) （委員長、副委員長）選考委員会に委員長、副委員長を置く。委員長は原則として上半期の編集委員長、副委員長は下半期の編集委員長をもってあてる。
 - (3) （委員長）委員長は候補論文を決定し、理事長に推薦する。
5. 決定：理事長は常任理事会の議を経て受賞論文を決定する。
6. 表彰：表彰は、賞状と副賞とする。
7. 庶務：選考から表彰までの事は学会事務局が担当する。

※なお、この規定は、平成22年10月30日開催の学会総会で承認されたものです。従って、第70集（平成23年9月30日発行予定）の掲載論文から本賞の対象となります。